

## II 副市長・総務担当部長会議提出議題

### ○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

#### 【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      ( . . . 第 回総会； 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>1 固定資産税の再評価に関する国の統一的な評価基準の明示と公平な把握に係る法整備について</b>		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>地方税法 3 4 9 条第 2 項 1 号における「改築」家屋の定義については、その把握の困難さに起因し、国において「改築」家屋の定義が明確に示されておらず、自治体に裁量権を委ねていることから、各自治体において評価基準が異なるため、適正な課税を実施する上で課題となっている。</p> <p>よって、国において再評価に必要な「改築」家屋に関する統一的な評価基準を早期に明示されたい。</p> <p>また、再評価の基準に合致する改築工事等に係る申請義務を施工業者に課す等の法整備の実施についても国に要望する。</p>		
提案理由	<p>地方税法第 3 4 9 条第 2 項 1 号における「改築」家屋の定義については、逐条解説に述べられているが、総務省では「統一的な判断基準はなく、それぞれの自治体が判断すべきもの」としている。</p> <p>しかし、本市が控訴した「平成 2 2 年（行コ）第 3 6 号」における東京高裁の判決は、本市が主張した「改築」の判断に対し「工事内容や請負代金額が高額であることに照らせば、価格を不相当と認めないことは合理性を欠き、裁量の範囲を超えている」とし、また「建築確認申請をしない場合でも、地方税法の要件に該当する限り家屋の改築にあたりと解することができる」等と判示していることを踏まえ、税の公平性の観点から統一的な評価基準の明示等が必要である。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>1 「改築」家屋の定義の解釈は各自治体により異なり、把握も極めて困難なことから、本市も含め多くの自治体が再評価を実施していない状況にある。</p> <p>2 しかし、「改築」家屋の把握については、建築基準法第6条第1項2号で、木造建築物の過半の大規模修繕・模様替えについての申請義務を課しているものの、これに該当しない改築家屋については、把握できないことが課題となっている。</p> <p>3 また、地方税法第408条による実地調査を実施した場合でも、それが改築にあたるか否かの工事内容を確認することは不可能で、把握は極めて困難であり、税の公平・公正性の観点からも課題がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>地方税法第349条（第2項1号）  地方税法第408条  建築基準法第6条（第1項2号）</p>

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( . . . 第 回総会； 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>2 公的年金等からの個人住民税特別徴収制度の改善について</b>		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	<p>公的年金等からの個人住民税の特別徴収制度は、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収事務の効率化を図る観点から、平成21年10月から導入されたわけであるが、税額変更の場合などは、納税者の理解を困難にしたり、事務負担を増加させることもあるため、一律な制度運用ではなく、各自治体の柔軟な運用を可能とするよう制度の改善を要望する。</p>		
提案理由	<p>公的年金等からの個人住民税特別徴収が、平成21年10月から開始され、平成22年度4月から初めて仮特別徴収が行われたところであるが、税額変更が生じた場合、特別徴収を停止することにより、普通徴収に切り替えて徴収するよう規定されているため、納税の利便が図られなくなるとともに納税方法がその都度変更されることとなり、納税者にとっては理解し難い状況となっている。</p> <p>納税者個々の考え方や各自治体での方針もあるため、一律の運用ではなく、制度開始後間もないが、公的年金等からの特別徴収の問題点を検証の上、納税者本人の意思に基づく口座振替との選択制も含めた、各自治体の裁量を活かすことのできる制度の実現を図るため。</p>		
現況及び課題等	<p>地方税法及び事務処理要領等に沿って実施しているが、個人住民税においては年度間で所得や控除の変動により税額が変わるため、仮特別徴収制度はなじまないと感じているところであり、また、納期未到来の普通徴収税額に充当できないことも納税者の理解を得難いところである。</p>		
関係法令	地方税法		



【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      ( . . 第      回総会；      市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (      )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	<b>3 国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金の保険者間調整について</b>		
提案市	長野市		
提案要旨	国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金について、受診者（元被保険者）を介さず、保険者間で調整できるよう改善を求める。		
提案理由	民法703条の規定により、損失を受けている保険者が利得者に対して利得の返還請求が認められることから、他の保険者に対して直接請求できないこととなっている。国保だけでなく被用者保険においても、同様の課題を抱えている。国民皆保険であることから、各保険者間で調整を図ることにより保険者における事務の簡略化及び被保険者の負担軽減を図るもの。		
現況及び課題等	資格喪失後の受診による返納金は、不当利得として受診者（元被保険者）に請求している。 ①受診者（元被保険者）に請求しても支払ってもらえず、未収金となるケースが増えている。（平成21年度決算において未収金420万円、428件） ②医療機関の協力により診療報酬の請求替えをしてもらい、返納金の発生を抑えているものの、国保の保険証を確認していることから、協力いただけない医療機関が増えている。 ③平成22年度、一受診者に100万円を超える高額な返納金が3件発生している。 ④健保組合から資格喪失後の返納金についての相談も3件あり、被用者保険も同様な状況にある。 ⑤資格喪失時の健康保険証の回収についても国民健康保険においては限界がある。		
関係法令	健康保険法 国民健康保険法 民法		



【改善を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 ( ・ ・ 第112回総会 ; 岡谷市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省年金局
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 市町村に超過負担が生じない国民年金事務費交付基準の見直しについて		
提案市	長野市 ※22年6月9日第80回全国市長会にて同様提言・要望済事項		
提案要旨	国民年金事務費交付金の交付にあたり、市町村において超過負担が生じているため実績額を踏まえた適正額を遅延なく交付することを要望する。		
提案理由	<p>公的年金制度は国が実施主体であるが、法定受託事務として市町村が行なう国民年金業務に要した費用は、国民年金事務費交付金（交付金）として国が交付することになっている。</p> <p>「正規職員人件費」・「物件費」（非常勤職員賃金、需用費等）・「協力連携費」（相談件数や日本年金機構への情報提供件数に応じた額）が対象経費であるが、実際は、市町村の年間平均被保険者数を基準に一定係数を乗じた額が交付限度額となっているため、市町村が現に支出した額が全額交付されていない。よって、現在の国の算定基準では市町村が超過負担を強いられる結果となっている。</p> <p>また、交付時期は例年7月に概算交付額が示され、概ね7・9・11月の3回に分けて概算交付され、翌2月時点での支出見込額をもって年度末に精算されるが、22年度は概算交付が約半年近く遅れた。</p> <p>これらのことから、国に対し、市町村の超過負担解消に向けた交付基準の見直しと今後の交付時期の是正とを求めるものである。</p>		
現況及び課題等	<p>22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が創設された影響からか、22年度は12月下旬ようやく概算交付額が示され、12月末日直前に概算額3回分が一括交付された。また、精算交付額は年度内に示されない状況である。</p> <p>結果、一定期間とはいえ交付金が一切交付されず財政支援のない状態で市町村は国民年金業務に当たらねばならず、精算額も例年同様、実績額を踏まえた適正額の交付は全く期待できない。</p>		

関係法令	国民年金法第 8 6 条（事務費の交付） 国民年金事務費等交付要綱
------	--------------------------------------



【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      ( . . . 第      回総会；      市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (      )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>5 市町村長と登記所との間における通知の電子データ化の推進について</b>		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>行政文書等の電子化の進展や行政事務の効率化の観点から、平成18年3月31日付、総税固第23号にて市町村と登記所との間における通知の電子媒体による実施について通知されているところであるが、より一層の事務の効率化を図るために、固定資産税システムに容易に取り込み可能な電子データでの通知となるように、関係法規等の整備及び推進のための環境整備を国に要望する。</p>		
提案理由	<p>平成18年3月31日付、総税固第23号の市町村と登記所との間における通知の電子データ化は、固定資産価格通知書の発行事務の軽減が見込まれるが、電子データ化を更に高度に推し進め、市町村にあっては、将来的に固定資産税システムへ人の手を介することなくデータの取り込みが可能となれば、課税台帳に記載・訂正又は記録のための異動入力作業は大幅に削減され、効率化・適正化が飛躍的に図れることが見込まれる。そのためには、物件特定及び所有者特定のための共通コード設定やそれに関係する法規等の整備及び推進のための環境整備など課題が多いことから、実現に向けて国の強い主導をお願いする。</p> <p>特に市町村と登記所との間における通知の電子データ化には、固定資産税システムの改修が必要となることから、改修費用については、補助金等の制度導入を要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>土地又は建物の表示に関する登記等をしたときに登記所から市町村長への通知及び土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定又は修正したときに市町村長から登記所への通知は、現在、紙ベースで実施されている市町村が大多数を占め、平成18年3月31日付、総税固第23号の通知により電子媒体で実施している市町村は、全国的にもまだ数えるほどでしかない。</p> <p>紙ベースで通知された内容を、課税台帳に記載・訂正又は記録に要している年間の事務量は大きなウェイトを占めている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>地方税法  （登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）</p> <p>第382条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合は、この限りでない。</p> <p>3 市町村長は、前二項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第380条第2項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあっては、記録。以下本項において同じ。）をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。</p> <p>地方税法422条の3  （土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）</p> <p>第422条の3 市町村長は、第410条第1項、第417条、第419条第2項又は第435条第2項の規定によって、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合には、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。</p>

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( . . 第 回総会; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省年金局
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	名称	日本年金機構
件名	<b>6 日本年金機構年金事務所における市町村からの照会に適切な対応ができる体制づくりについて</b>		
提案市	長野市 ※22年6月9日第80回全国市長会にて同様提言・要望済事項		
提案要旨	年金事務所に専任職員を適正配置するなど、市町村からの照会に対して適切かつ十分な対応ができる体制に整備することを要望する。		
提案理由	<p>公的年金制度の実施主体は国であるが、市町村は法定受託事務として国民年金に係る一部業務を行なっている。</p> <p>22年1月社会保険庁が廃止となり日本年金機構（機構）が創設され、国が財政・管理運営責任を負い、一連の業務運営を機構に委任・委託することになった。</p> <p>市町村は、将来の年金受給権の確保および被保険者・受給対象者へのきめ細やかな対応のため、年金記録を管理する機構に随時、個々の記録を照会し、指導を仰ぎながら適切な対応を行なうことが必要である。</p> <p>しかし、その照会先である機構の年金事務所（旧社会保険事務所）からの迅速な照会対応、指導が受けられず、市民サービスの後退を招いている。</p> <p>その一因は、機構創設に伴う人員削減、国と機構の業務分担の大幅な見直し等によるものであり、年金事務所に専任職員を適正配置する等、早急な体制の整備を求めるものである。</p>		
現況及び課題等	<p>第1号被保険者（自営・農業・学生・無職等）からの資格の得喪、保険料免除等の様々な申出および老齢・障害・遺族各基礎年金の裁定請求を受理し、機構への進達・必要情報の提供が市町村の主な業務である。</p> <p>市町村は年金記録等の基本情報を所持しないため、年金事務所に照会し指導を仰ぐ以外になく、年金事務所の人的対応は重要かつ不可欠である。</p>		
関係法令	国民年金法第3条第3項		



【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      ( . . . 第      回総会；      市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (      )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会   教学指導課心の支援室
	<input type="checkbox"/> その他	名      称	
件名	<b>7    スクールソーシャルワーカーの人員配置の充実について</b>		
提案市	松本市		
提案要旨	いじめ、不登校など児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて、支援を行うスクールソーシャルワーカーは、今後も重要な役割を果たすと考えられるため、人員配置などにおいてさらなる充実を要望する。		
提案理由	中信教育事務所へ1名配置されているスクールソーシャルワーカーにより、成果が現われるようになってきているが、対象となる児童生徒が増加する傾向にある中、1名の配置では今後対応が不十分になると思われる。そのため、人員増や勤務時間数の増などさらなる充実を要望する。		
現況及び課題等	近年の児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、非行等の問題行動は憂慮すべき状況にある。それに対応するため、現在、県においては、教育事務所に5名のスクールソーシャルワーカーを配置している。 その業務として、不登校や様々な課題を抱えている児童生徒への指導に当たっている地域内の学校教職員からの相談や助言、教職員研修等での講演、ケース会議への参加、ケースの見立て、家庭訪問等を実施している。		
関係法令			



【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      ( . . 第      回総会 ;      市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (      )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	<b>8 子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金の期間延長について</b>		
提案市	飯山市		
提案要旨	本年度より接種推奨をしている子宮頸がん等ワクチンの接種を促進するため本年度の接種対象年齢の児童・生徒・乳幼児の接種希望者の助成期間を延長し、接種しやすい環境を整えるよう要望する。		
提案理由	助成期間が、1年3ヶ月と短いため本年該当年齢の全ての接種希望者の要望に応えることが、協力医療機関などの体制が不十分なため難しくなっている。 このため全ての希望者の接種が、終了するまで助成期間の延長を要望する。		
現況及び課題等	国の11月補正予算で実施が決まった子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金を受けて、協力医療機関との調整や対象市民への周知などを行っているが、まだ体制作りの段階で、接種を希望する者が、簡単に接種できる状況になっていない。 今後、協力医療機関を増やしたり、学校など教育機関を通じて市民に周知・理解を得る必要がある。 接種環境を整え、全ての対象年齢希望者が接種終了するまで、助成期間を延長して、要望に応じていきたい。		
関係法令	(1) 「平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について」(平成22年11月26日付け厚生労働省発健1126第13号 厚生労働事務次官通知) (2) 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について」(平成22年11月26日付け健発1126第8号 厚生労働省健康局長通知) (3) 「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について」(平成22年11月26日付け健発1126第9号 厚生労働省健康局長通知) (4) 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」(平成22年11月26日付け健発1126第10号付け厚生労働省健康局長通知 同日付け薬食発1126第3号厚生労働省医薬食品局長通知)		







關係法令	医療法、医療提供体制施設整備交付金 医療提供体制施設整備補助金交付要綱
------	--















## ○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

## 【新たな施策の要望】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      ( . . 第 回総会 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )		分野 <input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	企画部 交通政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	13 大糸線の存続について		
提案市	大町市・松本市・安曇野市		
提案要旨	<p>大糸線は地域住民の生活交通路線であるとともに、日本有数の観光地を縦走する観光交流路線である。沿線地域の活性化にとって重要な位置づけにあることから、その存続に向けて積極的に関わりを持っていただくとともに、国に対して強く働きかけていただくよう要望する。</p>		
提案理由	<p>運営会社のJ R西日本旅客鉄道株式会社では、大糸線の南小谷・糸魚川駅間など北陸本線の「枝線」について、新幹線開業に伴い赤字幅が大きくなった場合、「地域交通のあり方を地元と論議したい」旨を表明し、J R西日本ででの運行を見直したい意向を示唆しており、沿線の各首長、議会及び住民に驚きと大きな不安を抱かせ、波紋を呼んでいる。</p>		
現況及び課題等	<p>J R大糸線は長野県松本駅から新潟県糸魚川駅までの105.4kmであり、糸魚川駅から南小谷駅(35.3km)は非電化区間でJ R西日本が、南小谷駅から松本駅(70.1km)は電化区間でJ R東日本が管轄・運行しており、1つの路線が2つの運営会社に分断されている変則的な路線である。そのことによるダイヤ接続の問題が大きく、加えて特に南小谷・糸魚川駅間の沿線地域は過疎化が進み、利用者も減少傾向にあるが、大糸線は日本海と長野県中信地域を結ぶとともに、更には首都圏、中京圏とも接続する唯一の鉄道であり、また地域住民の重要な公共交通機関の役割を担うばかりでなく、全国の鉄道愛好者の評価も高く、観光面でも重要な路線となっている。</p> <p>大糸線沿線には、国宝松本城をはじめ国営アルプスあづみの公園など、魅力あふれる観光地を多数有し、年間を通じて、多くの観光客が訪れている。また、平成26年度末の北陸新幹線開業に伴い、新たな観光周遊ルートとして、交流人口の増加も大いに見込まれる。</p>		

關係法令	
------	--

【新たな施策の要望】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( . . 第 回総会 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	内閣府
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	14 子ども・子育て新システムについて		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>「子ども・子育て新システム」については、実施主体となる市町村の意見を十分に尊重し、国と地方の役割を明確にし、現金給付と現物給付のバランスに配慮した制度とするよう要望する。また、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」も事業実施に十分な額を確保し、地方負担が増大しないよう十分な財政措置を行うよう要望する。</p>		
提案理由	<p>国において昨年6月に決定された「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」は、事業ごとに所管や制度、財源が分かれている「子ども・子育て支援事業」を再編し、幼保一体化を含め、包括的・一元的な制度を構築するというものである。</p> <p>ライフスタイルの変化や少子化により、市民ニーズが多様化している中、「子ども・子育て支援事業」を、住民に身近な市町村が地域の実情に応じ、地域の裁量で配分できることは、基本的に賛成であるが、具体的な制度設計に向けて、地方の意見を十分に反映させるとともに、実施に当たっては、市町村が行うサービス・給付に対し、財源の裏付けを確実に行うことが必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>国では「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」に「基本制度」、「幼保一体化」及び「こども指針」の各ワーキンググループを設置して制度設計を行っており、平成23年通常国会に法案提出し、平成25年度から実施する予定とされている。</p> <p>しかし、市町村の自由度を尊重するとしているものの、市町村の積極的な取組を引き出すために、財源の裏付けを含めて国がどのような役割を果たすのか具体的なものが示されていない。</p>		
関係法令	教育基本法、学校教育法、児童福祉法 他		



【新たな施策の提案】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( . . 第 回総会 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会義務教育課・特別支援教育課 健康福祉部健康長寿課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	15 発達障害児支援事業に対する国・県の支援について		
提案市	松本市		
提案要旨	発達障害児支援に関わる専門職員の派遣や、専門的な研修の充実、市町村が行う発達障害児支援事業にかかる支援制度の拡充を要望する。		
提案理由	<p>年々増加する発達障害児への支援として、松本市では保育園・幼稚園・学校への巡回支援等の「あるぷキッズ支援事業」を開始した。巡回支援には、専門性を発揮した視点と現場に合わせた指導が重要になってくるが、その専門職の確保が難しい状況である。特に学校の巡回にあたっては、教育面からの指導ができる現職教員の視点が要望されているところである。</p> <p>したがって、発達障害を熟知した現職教員の市町村への派遣、あるいは特別支援学校のコーディネーターの増員等、巡回支援に対する県との連携が必要であり、更なる県の体制づくりを要望する。</p> <p>また、発達障害児支援事業を進める市町村への新規支援事業として、平成23年度から国の「巡回支援専門員整備事業」が開始されるが、各都道府県・政令都市に1か所程度の子算計上であり、拠点施設等の整備費用や医療関係職員の人件費や研修費用等、市町村の負担が大きいことから、希望する市町村が利用できるように支援制度の拡充を要望する。</p>		
現況及び課題等	松本市では、発達障害児を継続して総合的に支援するシステムとして「あるぷキッズ支援事業」を平成22年度から開始した。増加する発達障害児の支援を早期から実施していくためには、専門スタッフの安定的な確保が不可欠であるが、市独自での人材確保は難しい状況である。		

関係法令	発達障害者支援法
------	----------